



Title	公的部門における法律専門家：アメリカにおけるその養成と役割
Author(s)	佐伯, 彰洋
Citation	阪大法学. 2014, 64(2), p. 257-272
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/71509">https://doi.org/10.18910/71509</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 公的部門における法律専門家

——アメリカにおけるその養成と役割——

佐 伯 彰 洋

## 一 はじめに

本稿は、二〇一二年二月八日に大阪大学で開催された国際シンポジウム「公的部門における法律専門家」における配布資料として作成した原稿を基に、これを加筆修正して、アメリカにおいて、行政機関等の公的部門に従事する法律専門家は如何なる役割を果たしているのか、また、そのような法律専門家の養成はどのように行われているのか、その一端を紹介し、我が国の状況を検討するに際しての示唆を得ることを目的としたものである。周知のように、我が国の法科大学院制度は、アメリカのロースクールをモデルにしたものであるが、アメリカでは、近時ロースクールの卒業後の進路先として公務員を選ぶ学生が増加しており、公的部門における法律専門家の養成を意識したカリキュラムを提供しているロースクールもある。特にアメリカのロースクールにおいては、臨床法学教育として、クリニックやエクスターンシップなどが取り入れられているが、そのエクスターンシップの受入れ先として公的部門が含まれているのが通例であり、この現場実習が公的部門に従事する法律専門家の養成に重要な役割を

果たしているといえる。そこで本稿は、公的部門における法律専門家の養成のための制度として、主にアメリカのロースクールのエクスターンシップを取り上げることとする。アメリカの調査については、ワシントン大学ロースクール (School of Law, University of Washington) のキャリア・センターから資料提供を受けるとともに、<sup>(1)</sup>アメリカン大学ワシントン・ロースクール (Washington College of Law, American University、以下「WCL」とする) のジェフリー・ラバース教授<sup>(2)</sup>の多大の協力を得ることができた。そのため本稿の叙述の多くは同教授へのインタビュー記録、講演記録に基づいており、<sup>(3)</sup>後述の「エクスターンシップの現状」については、主に同教授の勤務校のWCLのエクスターンシップ制度の紹介になっていることを断っておきたい。<sup>(4)</sup>

## 二 アメリカの法曹養成制度の概要

### (1) 司法試験

アメリカにおいては、学部レベルに法学部がなく、法曹を志望する学生は、学部においてリベラルアーツ教育を修了した後に、ロースクールで三年間法学教育を受ける。ロースクールを終了した学生には、J.D. (Juris Doctor) という学位が授与される。法曹資格は州ごとに定められており、各州が司法試験を実施している。司法試験は資格試験とされ、法曹として必要な資質・能力を備え、高い道徳心 (good moral character) を持つ者であれば全員合格するとされ、合格者数は制限されていない。<sup>(5)</sup>最終的にはロースクール修了生の九五%ほどの学生が合格すると推定されており、したがって、ロースクールの学生は、司法試験のプレッシャーを受けることはほとんどないと思われる。<sup>(6)</sup>司法試験合格後の実務研修は存在しない。ロースクールの授業では、ソクラテック・メソッドが多く用いられているが、前述したように臨床法学教育も実践されており、学生はこの臨床法学教育を通じて実務を経

験することになる。<sup>(7)</sup>

(2) 授業料

ロースクールの授業料は高額である。そのため、入学当初は法律を学び、公的部門に就職したいと考えていたロースクールの学生が、授業料のローンの返済を考えて、大手の法律事務所への就職を選ぶこともよくある。ロースクールの学生は、一般に連邦政府や州からの奨学金やローン制度を利用している。連邦政府は、二〇〇七年よりローン免除プログラム (The Direct Loan Public Service Loan Forgiveness Program) を開始しているが、このプログラムでは連邦政府に検事、または職員として一〇年間働けば、そのローン全額が免除される。また、この連邦のプログラムと比べれば規模が小さく、全額免除とまではいかないが、同様なプログラムを有しているロースクールもある。<sup>(8)</sup>

三 エクスターンシップの現状

(1) エクスターンシップの目的

アメリカのロースクールは、現在二二〇校あるが、エクスターンシップを実施するロースクールは増加しており、エクスターンシップを学生に単位として提供しているロースクールは、二〇〇六年には二二校しかなかったが、二〇〇九年には五四校に増加している。<sup>(9)</sup> このエクスターンシップの目的について、二〇〇二年にネバタ大学のロースクールの学部長が的確に指摘しているが、その指摘によれば、エクスターンシップには多くの目的があり、公的職業倫理のみならず職業倫理一般について正しい理解を深めること、異なる実務分野を探索すること、内省的法廷術を会得すること、文書作成能力及びリサーチ能力を高めること、司法や法曹の役割について理解を深めること、自

己評価能力の向上にあるとされている。<sup>(10)</sup>

## (2) 単位制

WCLのエクスターンシップについては、常勤のコーディネーターがプログラムを管理しており、エクスターンシップに単位が認められる。学生は、ロースクール一年目が終了した夏からエクスターンシップに参加することができる。学生が一〜三単位を取得するためには、学期の一四週にわたって毎週それぞれ一〇時間、一五時間、二〇時間働かなければならない。つまり一単位を取得するためには、一週一〇時間で一四週、二単位であれば一週一五時間一四週、三単位であれば一週二〇時間一四週働かなければならない。九週間の夏学期にエクスターンシップに行くことになれば、より多くの時間働かなければならないことになる。学生は、在学中、最大六単位までエクスターンシップを履修することが認められている。学期開始前または学期終了後に現場実習した時間についても、授業開始日一週間前から、その学期中のエクスターンシップの単位取得のために実習時間を計上し始めることができる。また、授業最終日から一週間後まで実習した時間を単位取得のために計上することもできる。

学生は、同一学期中に二カ所以上の受入れ先にエクスターンシップに行くことができるが、これらの受入れ先に利益相反がないことが条件となる。春学期及び秋学期については、実習時間が週二〇時間に制限されているため、複数の受入れ先にエクスターンシップに行くことは奨励されていない。また、エクスターンシップの履修中はクリニックを履修することができない。さらに学生は、同一の受入れ先に異なる学期にわたっていくことは原則できない。但し学生が、同一の受入れ先に異なる学期にわたって行くことによって実質的に異なる案件またはより専門的な案件を担当できることをエクスターンシップ・オフィスに文書で示し、承認されれば行くことができる。

(3) エクスターンシップ・セミナー

WCLにおいてエクスターンシップを履修する学生は、WCLの教員によって監督されるか、エクスターンシップ・セミナーを登録しなければならない。エクスターンシップ・セミナーは、いくつかの点で従来のセミナーと異なるものである。エクスターンシップ・セミナーは、経験を通じて、または課題テキストや副教材の学習を通じて内省的学習 (reflective learning) の促進を意図したものである。したがってエクスターンシップ・セミナーは、従来のセミナーとは異なる教育方法が用いられている。その一つは、実習経験からの学習を促進するための日報の作成およびその他の経験を振り返るレポートの作成である。またエクスターンシップ・セミナーでは、学生が個別に、または少数人数で講義時間外のセミナーの担当教員の指導監督ミーティングに出席する。このミーティングは、実習での経験について教員が学生を指導する場として機能している。教員は、エクスターンシップでの経験について様々な事項を議論するために、学生とのミーティングを活用することができる。たとえば、実習における問題や成功例、目標設定とその達成度についての評価、短期的・長期的な法律専門職としてのキャリアの展望などの事項である。これらの講義時間外のミーティングに時間を要するため、エクスターンシップ・セミナーは三単位の講義について通常要求される週三時間ではなく週二時間で行われる。

「実習経験についての日報の執筆課題は、経験を振り返って学ぶ内省的学習を促進する。エクスターンシップ・セミナーを担当する教員のほとんどは、実習での経験を振り返るインフォーマルな日報の提出を毎週のように要求する。教員はそれを通読したうえで、コメントを付して学生に返却するか、学生が提出した日報を指導監督ミーティングの議題として用いることによって、日報についてのフィードバックを行う。また、多くの学生が提出する日報で共通の課題が見つかれば、それをミーティングの議論の素材にすることもある(多くの教員は、学生の日報をその執

筆者がセミナーで他の学生に公開することに同意しない限り非公開としている<sup>(11)</sup>。

学生は、日報の提出に加え、セミナーの主たるテーマに関する文献を読むこと、セミナーでの二〇〜三〇分のプレゼンテーションを一回以上行うことが要求される。また学生は、エクスターンシップの受入れ先で秘密情報を扱う場合がある。この場合、セミナーで実習経験を議論する場合に問題となるので、セミナーの担当教員は、通常、学生が実習を行った事務所の秘密保持ルールの範囲内にセミナーでの議論が収まるように努力している。

エクスターンシップの実習についての成績評価は合格 (Pass) か不合格 (Fail) で評価されるが、セミナーについてはA〜Fの成績評価がつけられる。このようなクラスは一般的には実務家教員が担当することが多いが、WCでは多くの研究者教員がエクスターンシップのクラスを担当している。たとえば、ラバーズ教授は「連邦政府における行政法」というセミナーを担当している<sup>(12)</sup>。このラバーズ教授のクラスについては、受講生を連邦政府でエクスターンシップをしている学生に限定している。セミナーの内容は、担当教員に委ねられており、ラバーズ教授のクラスでは、エクスターンシップの受入れ先での体験したことや連邦行政機関で働くことはどういふことかについて議論しあったり、またエクスターンシップの受入れ先において、学生に多くの職員にインタビューをさせ、行政法を実際に理解させるようにしている。

三単位のエクスターンシップ・セミナーを履修済みの学生であれば、追加的に一単位の上級エクスターンシップ・セミナーを履修することができる。同セミナーは、一学期で八回の授業を行うものである。同セミナーも合格か不合格で評価される。

#### (4) エクスターンシップの受入れ先

エクスターンシップの受入れ先は、非営利団体、官公庁、裁判所、裁決機関、法律事務所に限定されている。こ

それらの受入れ先は、学生が、弁護士によって監督されなければならないこと、実質的に法的な仕事に従事させること、監督弁護士がいる場所に実際に所在させること、給与は支払わないこと、といった条件を遵守しなければならない。この無報酬の要件はアメリカ法曹協会 (American Bar Association、以下「ABA」とする) によって課された条件である。<sup>(13)</sup> 法律事務所については、大手の多くが行っている公益奉仕活動(プロボノ・サービス)のみに学生は従事できる。この公益奉仕活動とは、弁護士が依頼者から報酬を受けないで受任する案件のことをいい、学生も報酬を得ることは認められていない。多くのロースクールは、学生が公益奉仕活動以外でエクスターンシップに従事し、報酬を受け取れることを認めているが、この場合には単位認定はされない。WCLでは、法律事務所でエクスターンシップを希望する学生は、事前にエクスターンシップ・プログラム・スタッフに相談の上、許可を得なければならない。

WCLでは、毎年一月にエクスターンシップ・フェアを開催しているが、これには一二五以上の分野にわたる団体および行政機関の代表者が出席する。エクスターンシップ・フェアは、様々な実務領域で働く法律家に接することのできる有益な機会となっている。このフェアに参加している団体や行政機関等は、学生の履歴書を受け取り、そこでインフォーマルに面接を行っており、多くの学生は、このフェアを通じてエクスターンシップ受入れ先を確保している。このイベントは、官公庁やその他の団体にとって、無料で学生を雇える機会であり、人気が高い。

またWCLのエクスターンシップ・オフィスには、過去に学生を採用した官公庁、団体のリストのデータベースがある。エクスターンシップの受入れ先に対する学生の評価もデータベースに保存されている。学生は、このデータベースを閲覧することが可能になっており、データベースに記載された連絡先にカバーレターおよび履歴書を送付することができる。もちろんエクスターンシップの受入れ先はデータベースに記載されているものに限定されて

いないので、学生自身でエクスターンシップの受入れ先を見つけなくても奨励されているが、単位を取得するためにWCLのプログラムの要件に合致したものでなければならぬ。またエクスターンシップ・オフィスでは、エクスターンシップの受入れ先について学生個人に対する相談にも応じている。

(4) エクスターンシップの受入れ先の学生の採用

エクスターンシップの受入れ先の団体や行政機関等は、エクスターンシップの学生の採用時に希望学生と面接を行うが、当該学生が好印象で、履歴書が魅力的なものであれば、ロースタールの成績はさほど問題にはならない。また司法省のようにエクスターンシップ受入れ先として人気のあるところもあり、第一志望の官庁に行けないこともある。ワシントンDCに初めて住むロースタールの一年生は、アムネスティ・インターナショナルなど有名な団体で働きたいと思うことが多いが、学生が知らない多くの魅力的な受入れ先が存在している。第一志望が無理な場合でも、最終的には満足できる受入れ先が見つけれられている。また多くの政府機関は、学生の応募を受け取ってから、当該学生の身元調査に数ヶ月を要している。これは、特に、安全保障に関わるすべての行政機関、司法省、いくつかの国際機関においては顕著である。

ワシントン大学ロースクールでは、エクスターンシップの希望者に対して、カバーレターや履歴書の書き方について、マニュアルによりきめ細かな指導がされている。二〇一一年のマニュアル (General Externship Manual 2011) によれば、送付状は明確かつ簡潔で極めてポジティブな内容のプレゼンテーションでなければならず、志望先に関連するスキルや実務経験を強調することが指導されている。また履歴書についても、そのレイアウトがきちんと整理され、読みやすく、視覚的にアピールできるものでなければならぬこと、さらに面接担当者は当該学生がどのような人物であるかを知りたいと考えるため、個人的な趣味や関心事項についても忘れずに触れる必要がある

ると指導されている。

最近、エクスターンシップの希望者が増え、その採用の競争率が上がっている。夏季は、ワシントンDCにあるロースクール以外からも学生が希望してくることもあり従来から競争が厳しかったが、春季、秋季は、ワシントンDCにあるロースクールは限られているので競争は厳しくなく、学生は第一志望や第二志望のエクスターンシップの受入れ先に容易に行くことができた。しかし現在は、全米の多くのロースクールが、学生をワシントンDCに三、四か月の間派遣するようになっており、時には教授ともに派遣され、ワシントンDCでクラスを開いているロースクールもある。

(5) エクスターンシップの受入れ先の対応とロースクールのケア

エクスターンシップの受入れ先の官公庁は、通常学生を暖かく迎え入れている。エクスターンシップの学生は弁護士のように処遇されることになる。学生からの監督者に対する評価が大学のデータベースに保存され、今後エクスターンシップを希望する学生が閲覧することになるので、受入れ先の官公庁も、そのことも意識している。教員のほうも、監督者に手紙を書き、学生の適切な処遇について頼んでいる。ワシントン大学ロースクールのマニユアによれば、監督者は年一回は現場視察しなければならないことになっている。同ロースクールの竹中俊子教授にみても、すべての教員がエクスターンシップの監督者になる可能性があり、学生の報告書、担当弁護士の報告書を見て単位認定を行うが、当該学生と頻繁に連絡を取り合うようなことはなく、Eメールで時折連絡を取り合う程度であるが、ワシントンDCなどの受入れ先に赴かなければならないこともあると述べられている。<sup>(14)</sup>

(6) エクスターンシップと連邦公務員の採用試験

アメリカでは連邦公務員の試験は面接で行われているが、エクスターンシップの経験は有利な考慮要因にもなっ

料  
資  
ている。エクスターンシップの経験を履歴書に記載することもできるし、エクスターンシップ中の監督者を推薦者として記載することもある。

#### 四 連邦官庁における法律専門家の役割

WCLにおいては、二〇〇九年の統計によれば、全学生のうちの一七%が政府職員になっている（ロークラークや検事、軍人は除く<sup>(15)</sup>）。ロースタールの最も優秀な学生は、調査官職（Clerkship）や大手法律事務所就職するが、現在では公務員になることも容易なことではなくなっているので、優秀な学生でなければ公務員になることは難しい。連邦政府の行政機関は、法律の執行、解釈、立案等が重要な職務となっており、法的素養を有していることは役立つ。それ故、連邦行政機関の管理職公務員の多くが法曹資格者で占められており、彼らは、連邦政府内においてジェネラリストとしての役割を担っているといえる。但し、スペシャリストとしての役割を果たすことが期待されているポジションもある。たとえば行政法審判官（Administrative Law Judge）である。社会保険庁は多くの行政法審判官を採用しているが、高額の給料が支払われ、かつ定年もない。連邦政府の職員に法曹資格者は多いが、彼らはほとんど法廷に行くことはなく、その勤務している行政機関のなかで規則制定に従事したり、法的な助言をしていることが多い。訴訟では司法省の政府弁護士が対応している。

#### 五 修士課程における教育

ロースタールの修士課程（LL.M.）については、特定の専門分野を修得したいと考えている者が進学している。またランクがあまり高くないロースタールの出身者が、より高いランクのロースタールの修士課程に入学して、修

士号を取得することによって履歴書をより魅力的なものにしたいと考えている学生もいる。一般にアメリカのロースクールの修士課程は、留学生を多く受け入れている。WCLでは、修士課程に「国際法研究 (International Legal Studies)」のコースと「政府の法 (Law in Government)」というコースがある。前者のコースは九〇%が外国人の留学生であるが、後者のコースには三〇%の留学生しかおらず、残りの学生はアメリカ人の学生である。また修士課程には夜のクラスもあり、連邦政府職員が働きながら学んでいる場合もある。その場合、連邦政府がその授業料を負担することはないが、学位取得後、より高い給与体系の職員になりえる。

## 六 おわりに

最後に、今回の調査結果について特に注目しておきたいと点として、三点を挙げておきたい。

第一に、公的部門に進むロースクールの修了生に対して、ローン免除制度等の経済的支援が設けられている点である。このような支援は、公益活動に従事したいと考えるロースクールの学生が、ロースクール終了後に、公的部門に進むことの環境整備として有効な手段となりえるように思われる。

第二に、ロースクールにおけるキャリア・サービスの充実であろう。エクスターンシップを希望する学生に助言をすることができ、常勤のスタッフがおり、エクスターンシップの受入れ先の評価など過去の情報がデータベース化されていて、閲覧可能になっていることは学生にとって有益であろう。<sup>16)</sup>

第三に、エクスターンシップが公的部門における法律専門家の養成のために極めて有益かつ有意義なものとして位置づけられていることである。ラバーズ教授の言葉を借りれば、連邦政府におけるエクスターンシップは「真に行政法を理解するための機会」といえる。またWCLでは、エクスターンシップを単位として認め、かつ現場実習

のみならず、その現場実習と同時並行のクラスを設け、エクスターンシップの体験等について他の受講生や教員と議論しあう場が設定されていることは興味深い。我が国でも、エクスターンシップを科目として設置する法科大学院も増加しているが、夏に二週間ほどの期間で行われているのが通例であり、アメリカのように長期にわたってエクスターンシップは行われていない。これは、法曹教育のなかでエクスターンシップの位置づけの捉え方の差といえよう。また、アメリカではロースクールを終了して司法試験に合格した後に司法修習がない。ラバース教授によれば、ロースクールを修了した学生は法曹としてみられることになるが、その法曹として働く準備が十分にできていとはいえない。ABAが一九九二年にロースクールの教育においてクリニックやエクスターンシップを重視するべきであるとの報告書を公表したこともあり、実務教育を行うロースクールは増加してきたが、それらが十分なものになっているかについては現在も議論がある。我が国でも近時、法科大学院の修了者の進路先として公的部門が注目され、<sup>(18)</sup> 国や地方自治体へのエクスターンシップも行われるようになっており、<sup>(19)</sup> アメリカの制度や経験から学ぶことが多いと思われる。

(1) 二〇一〇年八月二四日に筆者がワシントン大学ロースクールを訪問した際、キャリア・センターの学部長アシスタントのナオミ・サンチエズ氏にインタビューをし、不況の影響で同ロースクールを修了後、法律事務所就職する学生が減少し、公的部門に進む学生が増えているとの説明を受けた。二〇〇九年の同ロースクールの就職率の資料によれば、一七三名のうち、四九%が法律事務所、一二%が裁判所の調査官職(Clerkship)に、八%が政府関係に、七%が企業に、五%が大学院課程(Graduate Programs)に、四%が軍関係に、同じく四%が公益団体に、一%が研究職に就職している。同氏によれば、法律事務所へ就職率は以前と比べて一〇%ほど減少しているとのことである。同氏の今回の調査の協力に記して謝意を表したい。

(2) Professor of Practice in Administrative Law, Washington College of Law, American University. ラバース教授は、

コーネル大学を卒業し、シカゴ大学ロースクールを修了後、連邦行政機関において勤務した経歴をもつ。専門は行政法であり、代表的な業績として、*A Guide to Federal Agency Rulemaking* (5th ed., ABA Press, 2012)、『Federal Administrative Procedure Sourcebook (William Funk, Jeffrey Lubbers, & Charles Pou, eds., 4th ed., ABA 2008)』、『Developments in Administrative Law and Regulatory Practice 1998-2011 (13 volumes) (Jeffrey Lubbers, eds., ABA Sec. of Admin. L. & Reg.Prac. 2012)』などがある。またラバース教授の日本における講演録として、「アメリカにおける法学教育」(天野淑子訳)『独協ロージャーナル』二〇一〇四頁、「アメリカにおけるロースクール入学前の法学準備教育」(黒坂則子訳)『同志社法学』六五巻二号三一―一頁がある。さらにラバース教授は、立命館大学法科大学院において客員教授として教鞭をとられた経験があるが、その経験を踏まえた著作として、「アメリカのロースクール教授から見た日本の法学教育改革」(坂田降介訳・市川正人監訳)市川正人・徐勝編『現代における人権と平和の法的探究 法のあり方と担い手論』(日本評論社、二〇一一年)二六七頁がある。

(3) ラバース教授の二〇一一年七月二四日に同志社大学アメリカ研究所第三部門研究会における講演「Washington College of Law's Externship Program Seminars Plus Field Placements in Government and Non-Profit Organizations」(7)の講演原稿の翻訳として、「ロースクールのセミナーと組み合わせた政府・非営利組織へのエクスターンシップ―アメリカン大学ロースクールの実務教育―」(近藤卓也訳)『臨床法学セミナー』第一二二号(二〇一四年七月公刊予定)参照)とその講演後の質疑応答、二〇一一年一〇日一日のWCLでの同校のエクスターンシップ・プログラムのディレクターであるエービス・サンダーズ氏とのインタビュー記録(ラバース教授も同席)。右記のラバース教授の講演については、二〇一二年一月二八日に大阪大学で開催された国際シンポジウム「公的部門における法律専門家」における同教授の講演と内容的に重複するところがある。このシンポジウムの講演については、すでに「アメリカのロースクールにおける公共部門における弁護士養成のアプローチ」(佐伯彰洋訳)『阪大法学』六三巻一―二五頁に紹介されているので、本稿では可能な限りこの重複を避けて叙述することにした。以上の講演、インタビュー記録以外にも、筆者がWCLを訪問した際、またラバース教授が来日した際、ラバース教授と私的に懇談する機会もあり、アメリカの公的部門における法律専門家の役割について多くの教示を頂いた。記して謝意を表したい。

(4) WCLのエクスターンシップ制度については、WCLのホームページ (<http://www.wcl.american.edu/externship/>)

にも紹介されている。

- (5) 柳田幸男「ダニエル・フット『ハーバード 卓越の叡智―ハーバードLSの叡智に学ぶ―』(有組閣、二〇一〇年) 一五二頁。
- (6) アメリカでは、ロースタールの学生は、ロースクール修了後に司法試験を受験するが、「五月のロースクール終了後から七月の司法試験までの間に開催される司法試験準備コースを受講して短期集中的に受験勉強をするのが一般的である」(大坂恵理「アメリカの法学教育におけるマクレイト・レポートの影響」比較法学四〇巻二号二一四頁注(一三六))。アメリカの司法試験は競争試験の性格のものではなく、司法試験の重圧が少ない状況なので、ロースタールの在学中に、「学生は、法曹資格取得後に役立つ、より多様な知識・経験を培える」(大坂・前掲論文二二三頁)ことができる。
- (7) 池田雅子・河津博史・白木麗弥・藤原靖夫「アメリカの法曹養成制度」法曹養成対策室報五号四三頁。
- (8) アメリカのロースタールの学生への経済支援の詳細については、池田他・前掲注(7)四九―五一頁参照。
- (9) ラバース教授の説明によれば、エクスターンシップとインターンシップは区別されている。エクスターンシップは労働に対して無報酬でロースタールの単位が認められるものであるのに対し、インターンシップは労働に対して報酬が支払われるが単位は認められない。いくつかの連邦の行政機関は、夏にインターンシップの学生を受け入れているが、受け皿は多くなく、学生の人気は高くないということである。
- (10) Richard J. Morgan, *Students Enjoy Experiential Learning Through Externships*, 10 NEVADA LAWYER 14 (January 2002).
- (11) この日報についての叙述は、近藤訳・前掲注(3)の訳文に依った(近藤氏から翻訳原稿を頂いた。記して謝意を表したい)。
- (12) 他にエクスターンシップと組み合わされたWCLのセミナーとしては、環境アドボカシー・エクスターンシップ・セミナー (Environmental Advocacy Externship Seminar)、法実務検討エクスターンシップ・セミナー (Reflecting on Legal Practice Externship Seminar)、司法と訴訟エクスターンシップ・セミナー (Judicial & Litigation Externship Seminar)、政府および公益法律業務エクスターンシップ・セミナー (Government & Public Interest Lawyering Externship Seminar) がある。さらに、すでに三単位のエクスターンシップ・セミナーを履修した学生用に、上級エクスターンシッ

- プ・スーパービジョン (Advanced Externship Supervision) と同じセミナーがある。
- (13) See Interpretation305-3, ABA Standards for Approval of Law Schools 2013-2014.
- (14) 二〇〇五年一月三日法科大学院協会主催シンポジウム「法科大学院における臨床系教育」における発言。同シンポジウムの記録については、[http://www.congre.co.jp/lawschoolpartnership/2007/suisin\\_prog/pdf/sympo\\_lc20051203.pdf](http://www.congre.co.jp/lawschoolpartnership/2007/suisin_prog/pdf/sympo_lc20051203.pdf) 参照。
- (15) ラバーズ教授によれば、一七％という数字は、他のロースクールの公務員になる割合よりも高いといえるが、WCL がワシントンDCにあることから、最初から連邦政府で働きたいと希望をもった学生がWCLを選んで入学してくる人が多いことによるものと分析されている。
- (16) 中網栄美子「米国ロー・スクールの就職事情について」法曹養成対策室報二号七七頁は、我が国の法科大学院においてもアメリカのロースクールのキャリア・サービスに匹敵するようなオフィスの設置やキャリア関係のデータの収集、分析、公開の必要性を主張している。
- (17) これは、ABAの「ロースクール及び法律専門職に関する委員会 (Task Force on Law Schools and the Profession)」が作成、公表した四〇〇頁を超える報告書であり、その指導的執筆者にちなんで「マクレイト・レポート (The McCrate Report)」として知られている。このマクレイト・レポートの翻訳として、日本弁護士連合会編・宮澤節生＝大坂恵理訳『法学教育改革とプロフェッショナルアメリカ法曹協会マクレイト・レポート』(三省堂、二〇〇三年)がある。またマクレイト・レポートの作成過程やマクレイト・レポートの影響を論じたものとして、大坂・前掲注(6)参照。マクレイト・レポートは、ロースクールの学生に対するクリニック、エクスターンシップ、シミュレーションなどの実践教育の重要性を説いており、ロースクールにリーガル・クリニックやエクスターンシップ・プログラムの策定・拡大をもたらすにあたって、大きな影響を及ぼしたといわれている。
- (18) 佐々木毅「法曹養成をめぐる諸問題―法科大学院問題を中心にして―」學士會会報九〇六号八頁は、「省庁などの国家機関や地方自治体でも、法曹需要は拡大しています。地方自治体では地方分権な改革に伴って独自の条例の制定が増えていますし、情報公開制度の浸透や住民の権利意識の変化に伴い、法的な対応を迫られる場面が増えています。福祉や学校教育に関わる部署、児童虐待に対応する部署などでも、法曹有資格者の配置はますます必要となるでしょう」と指摘し

ている。  
(19) 調査・集計(川嶋四朗)「全国法科大学院『エクスターンシップ』実施状況調査結果の概要」法曹養成と臨床教育四  
号一六一頁参照。